

4 登記されていないことの証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）

成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明したものです。

登録申請日から3ヵ月以内に発行されたものである必要があります。

外国籍の方も必要です。

【交付手数料】

収入印紙代 300円（平成23年4月1日現在）

収入印紙は、法務局、郵便局、「収入印紙売りさばき所」の指定を受けた店、一部コンビニエンスストアで販売されています。

※平成23年4月1日より、交付手数料（400円→300円）および手数料納付方法（登記印紙→収入印紙）が変更されました。

当分の間は、登記印紙を使用（併用も可）することができます。

【申請方法】

窓口申請と郵送申請があります。

当該証明書取得のための申請用紙「証明事項欄」には「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」欄にチェックを入れて、申請してください。

本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等、氏名および生年月日が分かる書類）が必要です。

申請方法詳細等は、東京法務局ホームページ内の「取扱事務のご案内」▶「成年後見登記」を参照ください。

東京法務局ホームページアドレス：<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

- ・ 窓口申請の場合：居住地等に関わらず東京法務局民事行政部後見登録課、各法務局・地方法務局戸籍課で申請できます。支局・出張所では申請できません。
- ・ 郵送申請の場合：東京法務局民事行政部後見登録課へ上記アドレスから申請書入手・必要事項を記入し、下記書類を同封し申請してください。

- （同封書類）
- ・ 必要項目を記入し、収入印紙を貼付した、申請書（収入印紙には割印しないこと）
 - ・ 返信用の切手を貼付し、宛名を記載した長3サイズの返信用封筒
 - ・ 本人確認書類のコピー

（郵送先） 〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

【申請時のご注意】

- ・ 「証明を受ける方」欄の住所は、住民票の住所をご記入ください。
- ・ 外国籍の方は、氏名欄には本国名をご記入ください。

5 身分証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）

身分証明書とは、成年被後見人とみなされる者、被保佐人とみなされる者および、破産者で復権を得ない者に該当しないことを証明したものです。

登録申請日から3ヵ月以内に発行されたものである必要があります。

外国籍の方は不要です。

【交付手数料】

200円～500円程度（市区町村により異なります）

【申請方法】

本籍地の市区町村役場へ申請します。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）が必要です。

郵送による申請も可能です。申請方法・手数料等、市区町村により異なりますので、各市区町村役場のホームページ等で確認のうえ、必要書類を添付して申請を行ってください。

（郵送申請時の必要書類例）

申請用紙	手数料（定額小為替・現金書留）
切手を貼付し、宛名を記載した返信用封筒	本人確認書類のコピー

【申請時のご注意】

- ・ 市区町村役場によっては、当該証明書の名称が身分証明書でない（「身元証明書」、「証明書」等）場合があります。
- ・ 市区町村役場によっては、当該証明書の申請に際して証明事項が選択式になっている場合があります。この場合は、必ず「成年被後見人とみなされる者、被保佐人とみなされる者でない」と「破産者で復権を得ない者でない」に関連する部分すべてを選択し、申請してください。

【参考】「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」の関係

対象条文		必要となる証明書		証明書 の名称	取得する官公署
法第24条の27 第1項第1号	成年被後見人又は被保佐人	平成12年4月1日以降において該当しないこと	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登録事項証明書	「登記されていないことの証明書」	窓口申請の場合 東京法務局後見登録課 および東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課
		平成12年3月31日以前において該当しないこと	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村長の証明書		郵送申請の場合 東京法務局民事行政部 後見登録課
法第24条の27 第1項第2号	破産者で復権を得ないもの	破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書		「身分証明書」	本籍地の市区町村

<補足説明>

成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の官公署の証明書は、平成12年4月からの成年後見制度の施行（公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記の変更）に伴い、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明することが求められており、「身分証明書」および「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

平成12年3月31日以前の「禁治産者」は4月1日以降「成年被後見人とみなされる者」に、「準禁治産者」は「被保佐人とみなされる者」にそれぞれ名称が変更されています。

6 住民票の抄本（発行日から3ヵ月以内のもの）

登録申請日から3ヵ月以内に発行されたものである必要があります。
外国籍の方は不要です。

【交付手数料】

200円～500円程度（市区町村により異なります）

【申請方法】

居住地の市区町村役場へ申請します。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）が必要です。

郵送による申請も可能です。申請方法・手数料等、市区町村により異なりますので、各市区町村役場のホームページ等で確認のうえ、必要書類を添付して申請を行ってください。

（郵送申請時の必要書類例）

申請用紙	手数料（定額小為替・現金書留）
切手を貼付し、宛名を記載した返信用封筒	本人確認書類のコピー